







※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。  
 ※受講料は、テキスト代を含みます。(移動式クレーン運転実技講習はAのみテキスト代含む) ※金額はすべて消費税込みです。  
 ※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、裏表紙をご覧ください。

**1 移動式クレーン運転実技講習(定員8名)** つり上げ荷重に制限なくすべての移動式クレーンの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第138号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
A	6	25(16/9)	特になし(学科、実技とも受講する方)	※1	—	135,000円
B	6	9(—/9)	学科試験合格者(実技のみ受講する方)	※1	—	108,000円

(備考) ※Bコースの方は学科合格通知書(ハガキ)写しが必要です。 ※1年間学科試験免除 ※**学**は中国四国安全衛生技術センターの学科試験日  
 ※1 講習時間が1日3時間未満の場合、助成金の「賃金助成」の対象になりません。

**2 小型移動式クレーン運転技能講習(定員16名)** つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第140号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	○	47,000円
J	2.5	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	42,000円

**3 床上操作式クレーン運転技能講習(定員10名)** つり上げ荷重が5トン以上で床上で運転し、運転者が荷とともに移動するクレーンの運転 登録番号:第163号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
L	3	20(13/7)	特になし	○	○	53,000円
P	2.5	16(10/6)	●移動式クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	—	48,000円

**4 玉掛け技能講習(定員30名)** つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務 登録番号:第139号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	○	27,000円
H1	2.5	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	—	25,000円
H9	4	27.5(17.5/10)	特になし(玉掛け技能講習Hコースとクレーン運転特別教育Tsコースを同時に受講できるコースです)	○	—	39,000円

(備考) ・H9コース:[玉掛け技能講習(Hコース)+クレーン運転特別教育(Tsコース)]のセット講習で、学科と実技の受講時間や受講日数が短縮され受講料もお安くなります。  
 ※日数:5日-4日=1日短縮 時間:32時間-27.5時間=4.5時間短縮 料金:通常47,000円-39,000円=8,000円安価になります。

**5 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(定員30名)** 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第141号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	5.5	38(13/25)	特になし	○	—	105,000円
D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に <b>6ヵ月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要)	○	—	52,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に <b>3ヵ月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に <b>3ヵ月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要)	○	○	45,000円

**6 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(定員16名)** 機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第142号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
O2	1	5(3/2)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル車またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	—	23,000円

**7 高所作業車運転技能講習(定員10名)** 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第145号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
U	2	14(8/6)	●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車いずれかの運転免許保有者 ●車両系建設機械(整地等)(基礎工用)(解体用)運転いずれかの技能講習修了者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●フォークリフト運転技能講習修了者 ●ショベルローダー等運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定合格者	○	○	42,000円
R	2	12(6/6)	●移動式クレーン運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	○	—	40,000円

**8 フォークリフト運転技能講習(定員30名)** 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行を除く) 登録番号:第143号/有効期間:2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
F3	4	31(7/24)	普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者	—	○	42,000円
F1	2	11(7/4)	●大型特殊自動車運転免許保有者(カタピラ車限定は不可) ●普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車(カタピラ車限定)いずれかの運転免許保有者で、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転特別教育修了後に <b>3ヵ月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要)★	—	—	25,000円

(備考) ★フォークリフトの一部免除申請者で業務経験証明を記載の場合は、使用機械の特定自主検査記録表コピーの添付が必要です。

9	ガス溶接技能講習(定員20名)		アセチレンガスなどの可燃性ガス及び酸素を使用して行う ガス溶接・溶断の業務		登録番号: 第146号/有効期間: 2025.3.22		
	コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格	助成金	給付金	受講料
V	2	13(8/5)	特になし		○	-	19,000円

**特別教育** 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの 修了証即日交付 **人数がまとまれば「出張講習」「特別日程コース」も可能です。一度ご相談ください。**

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容 ●=資格、教育、実務経験による一部免除コース	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	-	12,000円
Ty	アーク溶接等	3	21(11/10)	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断などの業務	○	-	27,000円
Tl	低圧電気取扱業務	2	14(7/7)	交流600V以下、直流750V以下の充電電路の敷設や修理、低圧の電路のうち充電部が露出している開閉器の操作の業務	○	-	17,000円
Tt	電気自動車の整備の業務等	1	7(6/1)	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	-	-	15,000円
2h1	チェーンソーによる伐木等	3	18(9/9)	チェーンソーによる伐木などの業務	-	-	28,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・掘込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
To2	小型車両系建設機械(解体用)運転	1	5(3/2)	●機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了者向け ※コベルコ教習所の修了証をお持ちの方に限ります	○	-	11,000円
Tv	ローラー(締固め用)	2	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	-	17,000円
Tz	高所作業車運転	1.5	9(6/3)	作業床の高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
Tw	巻上げ機運転	2	10(6/4)	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	○	-	17,000円
Ts	クレーン運転	2	13(9/4)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン(移動式クレーンは除く)の運転業務	○	-	20,000円
Tj	酸素欠乏・硫化水素危険作業	1	5.5(5.5/-)	タンク、マンホール、たて抗などの酸素欠乏危険作業及び硫化水素危険作業	○	-	12,000円
Ti	粉じん作業	1	4.5(4.5/-)	粉じん、ヒュームなどの発生する作業に係る業務	○	-	12,000円
Ta	廃棄物の焼却施設に関する業務	1	4(4/-)	廃棄物の焼却施設において焼却灰やその他、燃え殻を取扱う業務	-	-	12,000円
Th	石綿使用建築物等解体等	1	4.5(4.5/-)	石綿などが使用されている建築物、工作物の解体改修作業に係る業務	○	-	12,000円
2d1	足場の組立て等作業従事者	1	6(6/-)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上または堅固な床における補助作業の業務を除く)	○	-	12,000円
2e	ロープ高所作業	1	7(4/3)	高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所において、昇降器具を用いロープで身体を保持し行う作業	○	-	14,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	-	13,000円

**安全衛生教育** 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの 修了証即日交付 **人数がまとまれば「出張講習」「特別日程コース」も可能です。一度ご相談ください。**

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/-)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	-	-	21,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	-	-	13,000円
3g	振動工具取扱作業	1	4(4/-)	振動工具を用いて作業をする方	-	-	11,500円
3l	丸のこ等取扱作業従事者	1	4(3.5/0.5)	丸のこを用いて作業をする方	-	-	11,500円
5e	騒音作業従事者	0.5	3(3/-)	常時騒音作業に就く方	-	-	11,000円
3y	有機溶剤業務従事者	1	4.5(4.5/-)	化学製品の製造、印刷、塗装、接着、洗浄などで有機溶剤を使用する方	-	-	11,500円
3q	熱中症予防(管理者用)	1	3.5(3.5/-)	高温多湿作業場所において作業を管理する方及び労働者の方	-	-	11,000円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育	1	5.7(5.7/-)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 <b>おおむね5年経過した方</b> ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	-	-	13,000円

**不定期開催** (団体受講のみ) 修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容/対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
Tf	フォークリフト運転(特別教育)	2	12(6/6)	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務(道路上の走行を除く)	-	-	17,000円
Te	不整地運搬車運転(特別教育)	2	12(6/6)	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
3b	移動式クレーン運転士(安全衛生教育)	1	6(6/-)	●移動式クレーン運転士免許取得、小型移動式クレーン運転技能講習または特別教育修了後、 <b>おおむね5年経過した方</b>	○	-	12,000円
3e	玉掛け業務従事者(安全衛生教育)	1	5(5/-)	●玉掛け技能講習または特別教育修了後、 <b>おおむね5年経過した方</b>	○	-	12,000円

その他の不定期開催 ●特別教育:車両系(基礎工事用)運転 ●安全衛生教育:車両系建設機械(整地等)運転業務従事者、フォークリフト運転業務従事者